

高齢者虐待防止のための指針



ベア・オリーブ株式会社

ベア・オリーブ訪問看護ステーション
複合型ハウス・メリー
デイサービス・ルポ
福祉用具 バード
ベア・オリーブ居宅介護支援事業所

高齢者虐待防止のための指針

1. 基本方針

当社は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法及び介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、「高齢者の虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号、以下「高齢者虐待防止法」とする）に規定する、高齢者虐待の防止のための措置を確実に実施するため本方針を定める。

2. 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れがある暴力を加えること。
また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他的高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他的高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止のための具体的な措置

(1) 苦情処理の徹底

事業所における高齢者虐待を防止するため、利用者及びその家族からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決できるよう苦情解決体制を整備する。

(2) 虐待防止検討委員会の設置

- ① 事業所は、虐待防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」とする）を設置する。
なお、委員会の運営責任者は管理者とし、該当者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下「担当者」とする）とする。
- ② 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議と一体的に行う場合がある。
- ③ 委員会は定期的（年2回）かつ必要に応じて担当者が招集する。
- ④ 委員会は次のような内容について協議するが、詳細は担当者が決める。
 - ア 虐待の防止のための職員の研修の内容に関すること
 - イ 虐待防止のための指針の整備に関すること
 - ウ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

- エ 職員が虐待等を把握した場合に、市区町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- オ 虐待が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- カ 再発防止策を講じた際にその効果および評価に関すること

(3) 職員研修の実施

- ① 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。
- ② 具体的には次のプログラムにより実施する。
 - ア 高齢者虐待防止法の基本的な考え方の理解
 - イ 高齢者の権利擁護事業及び成年後見制度の理解
 - ウ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - エ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - オ 発生した場合の改善策
- ③ 研修の開催は年1回以上とし、新規採用時には必ず実施する。
- ④ 研修の内容については出席者、研修資料、実施概要等を記録し、電磁的記録等により保存する。

(4) その他の取り組み

- ① 提供する居宅サービスの点検と、虐待に繋がりがねない不適切なケアの発見・改善
- ② 職員のメンタルヘルスに関する組織的な関与
- ③ 本指針の定期的な見直しと周知

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市区町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市区町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談の窓口は、3(2)で定められた担当者とし、虐待者が担当者の場合は、ほかの上席者に相談する。
- (2) 職員は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者やその家族の様子の変化を迅速に察知し、それに係る状況の把握等の確認に努め、関係機関との情報共有を行うこととする。
- (3) 事業所内での虐待が疑われる場合は、担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努力する。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。
- (6) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民に説明を行う。
- (7) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努力する。

6、成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の窓口、包括支援センター、社会福祉協議会、身元引受人等と連携の上、成年後見人制度の利用を支援する。

7、虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付け内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

8、利用者等に対する指針の閲覧

「高齢者虐待防止のための指針」は求めに応じていつでも閲覧できるようにする。
また、当社ホームページにも公開する。

9、その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努力することとする。

附則

本指針は、2023年12月1日より施行する。

2024年4月1日変更

2024年12月1日変更